

令和3年10月吉日

お客さま各位

## 残高1万円未満の預金口座解約時の

### 届出印鑑省略の実施について

平素は蒲郡信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は個人および個人事業主のお客様を対象に、残高1万円未満の預金口座を解約する際に、届出印章を紛失されているなど、印章をお持ちでない場合は届出印鑑を省略する取扱いを下記の通り実施します。

従来、口座解約手続は、所定の書類に届出印鑑を必要としてまいりましたが、ご本人様が来店し、下記の内容を満たす場合は届出印鑑を省略させていただきます。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

1. 取扱開始日  
令和3年11月1日（月）
2. 対象となるお客様  
個人および個人事業主のお客様
3. 対象となる口座  
当該口座残高が1万円未満の普通預金、貯蓄預金および納税準備預金
4. ご提示いただくもの
  - ①ご通帳（キャッシュカードを発行されている場合はキャッシュカードも併せてご提示ください）  
通帳、キャッシュカード等を紛失されている場合は所定の喪失手続をお願いします。
  - ②顔写真付の公的本人確認書類（運転免許証等）
5. その他注意事項
  - ①ご本人様の来店による手続の場合に限り適用します。
  - ②届出内容（住所、名義等）の変更がある場合は所定の変更手続をお願いします。
  - ③その他、お取引の内容により、省略の対象とならない場合がございます。

くわしくは、お取引店までお問合わせください。